

第 11 回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成 29 年 9 月 12 日（水）

午後 3 時から

会場：中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

（1）新町名案・新町区域案について

資料 1

（2）住居表示実施案の説明会チラシについて

資料 2

（3）町界変更に関する検討について

資料 3

3 次回以降の検討委員会について（日程調整）

4 閉会

新町区域案・新町名案について

(第10回検討委員会資料より抜粋)

1 新町名案について

(1) 町名案

	中山〇丁目	中山北〇丁目・中山南〇丁目
概要	中山町から「町」を抜いた町名	J R横浜線の南北で分けた町名
長所	○簡明な名称で分かりやすい ○隣接の上山町と同じパターンの町名変更であるため、旧町名が中山町であることの類推が容易	○中山駅を中心として場所のイメージを掴みやすく、住所の特定が比較的容易 ○「丁目」の起点を複数設けることで、「丁目」の順番を柔軟に設定できる
短所	△「丁目」の数が増えるため、住所の特定にやや時間がかかる	△「北」「南」を付け忘れた場合、住所を特定できない

(2) 新町名アンケート結果

ア 案別回答数

	回答数	割合
案1 中山町地区全体を「中山〇丁目」とする。	896	59.0%
案2 J R横浜線の北側を「中山北〇丁目」 南側を「中山南〇丁目」とする。	540	35.5%
その他	83	5.5%

(2) 居住地別回答数

居住地	支持案	回答数	割合
中山町	案1	771	50.8%
	案2	462	30.4%
	その他	64	4.2%
寺山町	案1	2	0.1%
	案2	3	0.2%
	その他	9	0.6%
無記入	案1	123	8.1%
	案2	74	4.9%
	その他	11	0.7%

2 新町区域及び「丁目」の順番について

(1) 町名を中山〇丁目とする場合（アンケート結果：59.0%）

<ア> 町区域案 1-1

●ポイント

- ・「丁目」が北から南の順に並ぶようにする案
※近隣の上山一～三丁目、白山一～四丁目と考え方を統一する
- ・「★」については、
<パターン1>
中山四丁目に編入する
<パターン2>
「中山」以外の新町名を設定する

<イ> 町区域案 1-2

●ポイント

- ・「丁目」が駅を起点として時計回りに並ぶようにする案
- ・「★」については、
<パターン1>
中山四丁目に編入する
<パターン2>
中山七丁目を設定する
<パターン3>
「中山」以外の新町名を設定する

(2) 町名を中山南・北〇丁目とする場合（アンケート結果：35.5%）

＜ア＞町区域案2-1

●ポイント

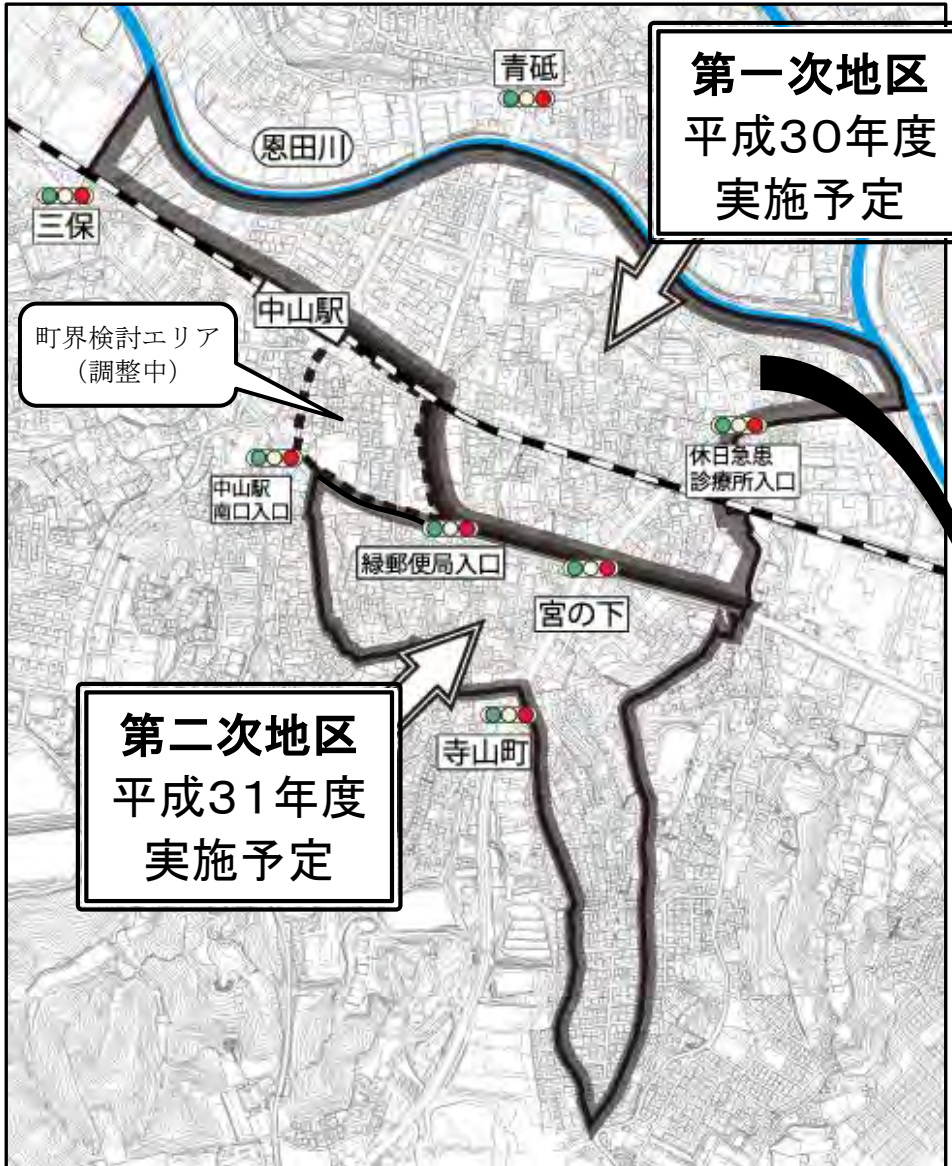
- ・「丁目」が北から南の順に並ぶようにする案
- ※近隣の上山一～三丁目、白山一～四丁目と考え方を統一する
- ・「★」については、
 - ＜パターン1＞
中山南一丁目に編入する
 - ＜パターン2＞
「中山北・南」以外の新町名を設定する

＜イ＞町区域案2-2

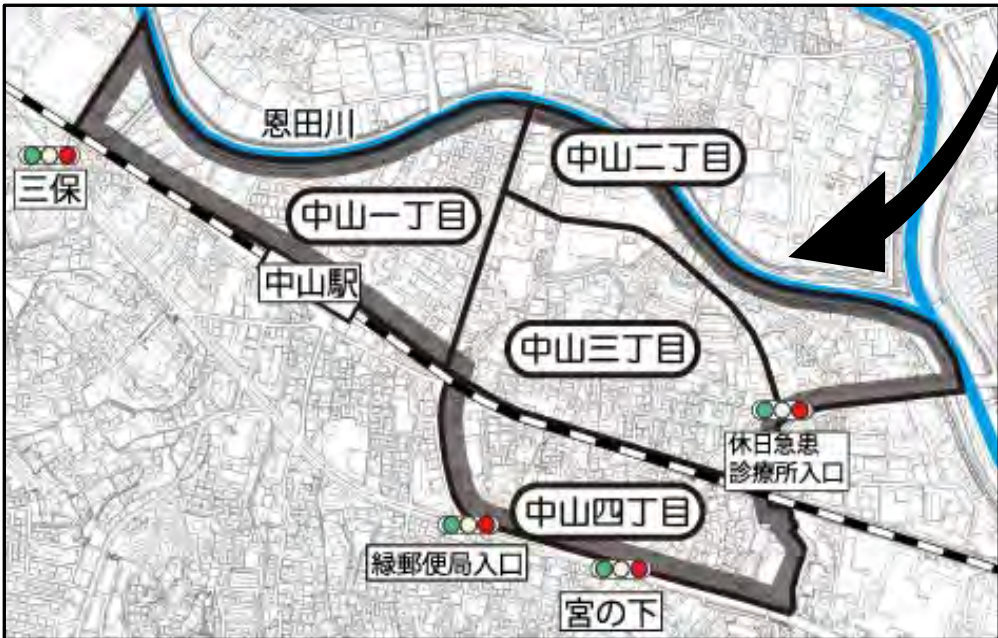
●ポイント

- ・JR横浜線を境に「丁目」を南北に対比させる案
- ※大さん橋に近い方を起点とする
- ・「★」については、
 - ＜パターン1＞
中山南一丁目に編入する
 - ＜パターン2＞
中山南四丁目とする
 - ＜パターン3＞
「中山北・南」以外の新町名を設定する

緑区中山町住居表示 新町区域案



第一次地区 新町名案



緑区中山町の住居表示について 地元説明会を開催します

横浜市では、住所が混乱している地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、混乱を解消する「住居表示整備事業」の実施を予定しています。

皆様がお住まいの中山町地区におきましては、平成30年秋頃に第一次地区、平成31年秋頃に第二次地区と、二回に分けて住居表示を実施する予定で準備を進めています。(第一次地区、第二次地区のエリアは、裏面の図「緑区中山町住居表示 新町区域案」を御覧ください。)

今回、「緑区中山町住居表示検討委員会」において新町の設定区域、町の名称の案がまとまりましたので、新町名案を含め、住居表示に関する説明会を次のとおり開催いたします。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- | | | |
|-----|-----|-----------------------|
| ■内容 | (1) | 住居表示制度について |
| | (2) | 新町区域・新町名案について |
| | (3) | 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について |

1 説明の対象エリア

中山町全域及び寺山町の一部（このチラシが届いた方が、説明の対象となります。）

2 会場・日時

(1) 開催会場

緑公会堂 講堂（緑区寺山町118番地）

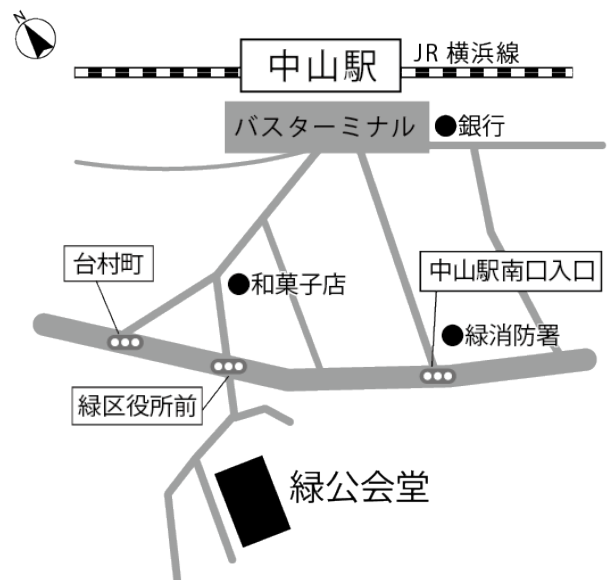
※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※ 各回定員になりましたら、お手数ですが他の開催回に御参加ください。

※ 会場への自動車や自転車での御来場は、お控えください。

(2) 開催日時（各回の内容は同じです。）

①	平成29年11月18日（土）	10時から	各回 定員 508名
②	平成29年11月18日（土）	14時から	
③	平成29年11月21日（火）	19時から	
④	平成29年11月26日（日）	10時から	
⑤	平成29年11月26日（日）	14時から	
⑥	平成29年11月29日（水）	19時から	



【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

中山町（第一次地区・第二次地区）の住居表示について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由から分かりにくくなっている場合に、規則的につけた「街区番号」及び「住居番号」により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区のうち、第一次地区は、平成 30 年秋頃の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 緑区 中山町 ○○○○番地○

実施後：横浜市 緑区 中山○○丁目 ○○番 ○号
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について

平成 29 年夏に実施したアンケート結果を参考に、緑区中山町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「中山○○丁目」を新町名案としました。

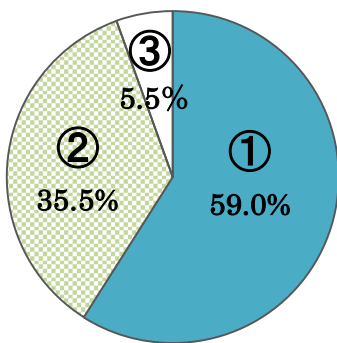
新町名案選択理由：簡明な名称で分かりやすく、既に住居表示を実施した隣接の上山一、二、三丁目（旧町名：上山町）と同様の町名変更手法であり、旧町名が中山町であることの類推が容易である。

●アンケート概要

実施期間：平成 29 年 6 月 27 日（火）～平成 29 年 7 月 14 日（金）

回答率：24.9%（配付数 6,107 枚、回収数 1,519 枚）

《アンケート結果》 アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。



①	中山町地区全体を「中山○○丁目」とする案	896
②	JR横浜線の北側を「中山北○丁目」、南側を「中山南○丁目」とする案	540
③	その他	83
	計	1,519

3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約 1 か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所の変更手続について

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定により皆様に手続をお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後少なくとも 1 年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

1 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、住民の皆様での手続きは不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、緑区役所保険年金課までお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出
5	電子証明書（公的個人認証サービス）
6	パスポート（ご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方
8	125cc以下の二輪車

2 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、ご自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、「通知書」が不足した場合などは、実施日以降に緑区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産登記簿 登記簿の表題部（不動産の所在）は、法務局が新町名に変更しますので、手続きは必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証ほか各種免許・許可証
4	自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証
5	金融機関、保険会社、携帯電話会社などと取引や契約があり、住所変更が必要なもの
6	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要）
7	マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）
8	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方
9	会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続
10	横浜市立でない小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出

3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる、送料無料のハガキをお届けする予定です。

住所等の変更手続きについては、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

町界変更への検討について

1 スケジュールについて

時期	
平成29年11月	実施案の地元説明会 (対象：中山町全域・寺山町の一部区域) 町界変更対象エリア向け説明会のお知らせチラシ配付 (チラシの各戸配付時に町界変更の概要を対面で説明する)
平成29年12月	町界変更対象エリア向け説明会
平成30年1月	町界変更対象エリア向けアンケート実施
平成30年2月	町界変更に対し現状維持を望まれる住民に戸別訪問を実施
平成30年3月	町界変更対象エリア向けアンケート集計結果報告(検討委員会)
平成30年5月	町界変更対象エリア町境変更案の決定
平成30年6月	変更案決定周知チラシ配付

2 町界について

現在検討中の、寺山町と中山町の町界案は別紙のとおりです。

3 地元説明会

(1) 日程案

第1回：緑公会堂

案1	案2
12月13日(水) 18:00~20:00	12月14日(木) 18:00~20:00

第2回：みどり一む

案1	案2
12月16日(土) 10:00~12:00	12月17日(日) 14:00~16:00

(2) 開催内容

- ・町界変更の概要(住居表示の概要を含む)
- ・町界変更の影響
- ・質疑応答
- ・意見交換

4 住民アンケート

(1) 配付期間

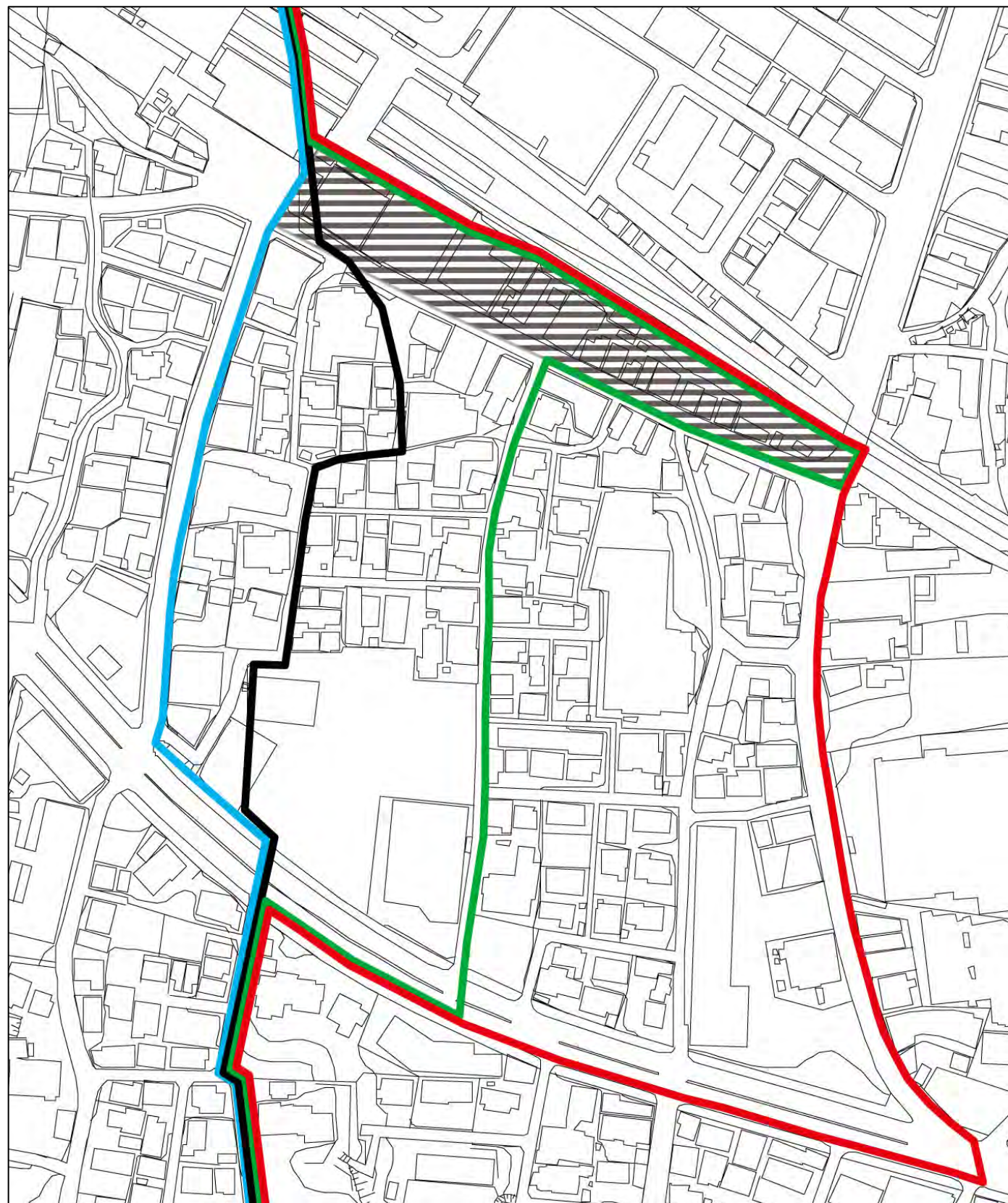
平成30年1月17日(水)から平成30年1月19日(金)

(2) 締切り

平成30年2月16日(金)

- (3) 配付範囲
 - 緑区中山町の一部と緑区寺山町の一部
- (4) 配付方法
 - 横浜市職員が全戸・全事業所に投函
- (5) 回答の回収方法
 - ア 回答書送付での回答
 - ・郵送、FAXまたはEメール
 - イ 直接回答
 - ・緑区区政推進課
 - ・市役所市民局窓口サービス課事務室
- (6) アンケート内容
 - ・町界案
 - ・案に関する御意見記入欄
 - ・回答者の氏名、住所、連絡先(電話番号やEメールアドレス)
⇒回答者の情報は、後日説明に赴く際に利用するものです

緑区中山町 寺山町との境界検討資料



現状 **——**
 古い地形を基に画された境界線
 ⇒町界がひと目ではわかりにくい。

考えられる案	課題
案 1 —— 中山駅前のバス通りを境界 バス通りを境界とするため、町界として分かりやすい。認定道路であり、また中山駅から山下・長津田線へ抜ける主要な道路。	寺山町の一部が新町名へ変わることになる。
案 2 —— 駅の東側のバス通りを境界 駅の東側のバス通りを境界とするもの。古くから使われている道であり、道幅が十分に広いことから、町界とすることに問題はない。	左記案 2、3 を選択した場合、中山町の一部で住居表示は保留(今回行わない)となる区域が発生する。
案 3 —— 検討エリア内ほぼ真ん中の認定道路を境界 一部狭い箇所もあるが、通り全体が認定道路になっている。(民地のセットバックあり)	

※ JR の線路に沿った斜線部分は状況により住居表示の実施・保留を検討する。